

令和6年12月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月高浜市議会定例会は、令和6年11月28日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸 報 告)
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第74号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第12回）
- 日程第5 議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 議案第69号 高浜市子ども医療費支給条例の一部改正について
- 議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 議案第71号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 議案第72号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第73号 工事請負契約の変更について
- 日程第6 議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第13回）
- 議案第76号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
- 議案第77号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 議案第78号 令和6年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- 議案第79号 令和6年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 橋 本 友 樹 | 2番 | 荒 川 義 孝 |
| 3番 | 神 谷 直 子 | 4番 | 杉 浦 康 憲 |
| 5番 | 野々山 啓 | 6番 | 今 原 ゆかり |
| 7番 | 福 岡 里 香 | 8番 | 岡 田 公 作 |
| 9番 | 長谷川 広 昌 | 10番 | 北 川 広 人 |

11番 鈴木 勝彦

12番 柴 口 征 寛

13番 倉 田 利 奈

14番 黒 川 美 克

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
秘書人事グループリーダー	野 口 恒 夫
I C T推進グループリーダー	平 川 亮 二
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
財務グループリーダー	本 多 征 樹
市 民 部 長	岡 島 正 明
福 祉 部 長	磯 村 和 志
こども未来部長	磯 村 順 司
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
防災防犯グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	亀 井 勝 彦
上下水道グループ主幹	大 村 智 康
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 査	森 本 将 史
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私とも多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会には、承認、条例の制定や一部改正、令和6年度補正予算などの諸案件が提出されて

おります。本定例会に提案されました諸案件につきまして、厳正かつ公平なる審議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶と代えさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年12月高浜市議会定例会は成立しましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和6年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年も残すところ1か月余りとなりました。今年は元日から最大震度7を記録する能登半島地震が発生し、その後も9月の能登半島豪雨など、災害について強く意識させられる年となりました。

また、2019年の運用開始以来初となる南海トラフ地震臨時情報が8月に発表され、落ち着いた日々を過ごしたことも記憶に新しいと思われま

す。能登半島豪雨では1月の地震により生じた地盤の亀裂や緩みが被害の拡大に影響を及ぼしたとの指摘がございました。いつ起こってもおかしくないと言われる巨大地震と温暖化で頻度が増えている豪雨。市においても災害は連続し、あるいは複合して発生し得ることを念頭に、防災対策を進めてまいります。

皆様におかれましても、防災用品や避難場所、避難経路など、定期的に災害への備えの確認をしていただければと存じます。

国内の景気に目を向けますと、11月の内閣府月例経済報告においては、景気は一部に足踏みが残るものの、穏やかに回復していると、8月に判断引上げがされてからの状況が維持されています。

また、日本銀行の地域経済報告においては、東海地域の10月の景気判断を穏やかに回復しているとしており、こちらは毎回7月の判断に比べ引上げとなっています。景気は概して改善の傾向にありますが、物価上昇率が高いことによる消費者心理の停滞、欧米の高い金利水準や中国不動産市場の停滞といった海外景気の下ぶれ、不安定さを増す中東情勢など、なお注視が必要な状況

でございます。

また、今月上旬のアメリカ大統領選挙では、前大統領のドナルド・トランプ氏が返り咲きを果たしました。アメリカ第一主義を掲げるトランプ氏の下、アメリカの政策は再び大きく転換されることが予想され、こちらの影響からも目を離すことはできません。

一方で明るい話題もございました。

アメリカの大リーグ、ドジャースの大谷翔平選手は、日本人、アジア出身選手の大リーグ通算ホームラン記録を更新し、シーズン中にホームラン50本と50盗塁を達成する、大リーグ史上初のフィフティー・フィフティーなどの記録を打ち立て、その後もドジャースのワールドシリーズ制覇に貢献しました。

高浜市ゆかりの人物や団体につきましても、市出身で昨年プロに転向したプロゴルファーの杉浦悠太選手は、7月の日本プロゴルフ選手権大会で大会史上5人目となる初出場での優勝を果たし、また市内のダンス教室、「DANCE STUDIO34」は、8月にイギリスで開催されたダンスの世界大会において、チーム部門U14、デュオ部門O18、デュオ部門U12で優勝し、デュオ部門U14で2位、ソロ部門O18で5位と、すばらしい成績を収めるなど、喜ばしい出来事がございました。こうした話題は私たちに希望をもたらしけるとともに、今後も若い世代が育ち、将来にわたって活躍していけるような社会をつくらなければならないと、改めて責任を意識する次第でございます。

市においても、本定例会は入院医療費の無償化を高校生まで拡充する、高浜市子ども医療費支給条例の一部改正についての議案を提案させていただくなど、これからの未来をつくる子供の支援に努めてまいります。議員の皆様におかれましても、何とぞ御協力いただけると幸いです。

さて、本日提案をさせていただきます案件でございますが、承認1件、議案12件をお願いするものでございます。議案の詳細につきましては、教育長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審査の上、御承認、あるいは御可決賜りますようお願いを申し上げます。

また、報酬や給与に関し3件の議案を追加提案させていただく予定がございます。これらにつきましても御配慮賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時6分開議

○議長（杉浦康憲） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、1番、橋本友樹議員、2番、荒川義孝議員を指名いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和6年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る9月26日及び11月21日に議会運営委員会を全員出席の下、開催いたしました。

当局より提出されました案件について検討いたしました結果、会期は本日より12月18日までの21日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は承認第2号及び議案第74号の議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いし、続いて議案第68号から議案第73号及び議案第75号から議案第79号の議案の上程、説明を受けます。

続いて、12月3日及び4日の2日間是一般質問を行い、一般質問の終了後、関連質問を行います。

12月6日に議案第68号から議案第73号及び議案第75号から議案第79号までの総括質疑、委員会付託を行います。総務建設委員会については、議案第68号、議案第69号、議案第75号、議案第76号、議案第78号、議案第79号の6議案と陳情第13号を付託、福祉文教委員会については、議案第70号から議案第73号、議案第75号及び議案第77号の6議案と陳情第14号及び陳情第15号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります会期及び会議日程のとおりでございますので、御承知おきいただきますようお願いを申し上げます。

この12月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月18日までの21日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの21日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について報告いたします。

本日までに陳情書3件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第136条の規定により、既に配付しております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、9月までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管しておりますので、随時御覧をお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

本件は、令和6年度高浜市一般会計補正予算（第11回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る10月9日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

初めに、専決処分を行った経緯について申し上げます。

去る10月9日の衆議院本会議で衆議院が解散され、第50回衆議院議員総選挙の日程が、10月15日公示、10月27日執行とされたことから、選挙に必要な経費を計上する必要があったため専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

第11回補正予算書の9ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,666万4,000円を追加し、補正後の予算総額を190億345万7,000円といたしましたものであります。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

15款3項1目総務費委託金は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するた

めの経費に対する委託金を計上いたしましたものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額いたしましたものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款4項2目選挙費では、衆議院議員総選挙において投票管理者等の委員等報酬や報償費をはじめ、投開票事務従事者等の手当、選挙事務委託料など合わせて1,635万1,000円と、最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費などを計上いたしましたものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今回の歳出におきまして、一般財源が一部使われているということなんです、この点につきまして御説明をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 一般財源ですね、まず補正予算書の24ページ、25ページのところを御覧いただきますと、1の選挙管理委員会費、これが、一般財源が68万2,000円の減となっております。これにつきましては、9月の定例会で一部補正予算を計上させていただきました。これが67万1,000円の補正予算を計上させていただきました。

それと、その後、一部ポスター掲示場ですね、これの保険料が早急にちょっと掲示をする必要があることが判明いたしまして、これを10月4日に1万1,000円、予備費充用させていただきました。その合計額で68万2,000円、これはあくまでも、その時点では一般財源を充てておりましたが、今回の補正予算で国の執行経費を充てることができますので、一般財源を68万2,000円減額させていただいたというものでございます。

それと2の選挙費の49万9,000円でございますが、こちらについては、一部、執行経費では賄えない部分がこの49万9,000円ございましたので、一般財源を充てさせていただくというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 国の選挙というのは全額国とかから全部補填されると思っているんですけども、今の執行経費では賄えない部分というのはどのようなものになるんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 全額国の予算から下りるということではありますけれども、国は国で執行経費に関する法律というものがございまして、それにのっとって支出をしております。また、

例えば備品購入などに係る支出につきましては、その備品というのは地方選挙にも使い回しされるものでございますので、原則として地方選挙にも資するものとして、9分の5を乗じた額、これを地方公共団体の委託費の交付対象とするということで、交付対象のほうから限定されているものとなります。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第2号につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、承認第2号は原案を承認することに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議案第74号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第12回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第74号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第12回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

第12回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ499万4,000円を追加し、補正後の予算総額を190億845万1,000円といたすものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

地方債補正は、中学校施設改修事業について、南中学校屋内運動場消火配管改修工事費の計上に伴い、限度額を増額いたすものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものであります。

26ページ、27ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

10款3項1目学校管理費は、南中学校の屋内運動場に設置されている消火栓に通じる消火配管が、設備の老朽化により漏水していたことから、改修のための工事費を計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

1番、橋本友樹議員。

○1番（橋本友樹） それでは少しお聞きしたいと思います。

今回、消火栓につながる配管が、10月18日に漏水が発覚し、その後緊急に修繕を行った。応急的に修理はされていて、現状問題なく使えるという状態になっているとお伺いしております。それにもかかわらず、今日、この議案が本日即決ということで上がっていて、通常の会期末までというか、最終日の採択ではいけなかったのか、なぜそこまで緊急性があるのかということを、いま一度教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） この南中学校の本管は屋内運動場の消火栓につながる消火用の配管でありまして、火災が発生した際は人命及び財産に関わる設備となっています。本管は設置後46年が経過しておりまして、老朽化が顕著な上、本年度含め令和2年度、令和3年度と直近で3度の漏水が発生し、そのたびに応急処置のための工事を繰り返している状況でございます。応急処置の工事を行えば、また別の箇所が水圧によって損傷するという状況にあるため、本来の消火機能を維持し、安全・安心な状況を確保するために、早急に改修工事を実施させていただきたいと考えております。

なお、漏水箇所につきましては、議員おっしゃられたとおり、応急的に修繕工事を実施しているため、現在は漏水が止まっている状況ですが、今後、別の箇所からいつ漏水するか分かりませ

ん。そのため、早急に根本的な改修工事に着手させていただきたく、定例会初日に御審議の上、御議決をお願い申し上げるものでございます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今回の消火配管が昭和53年から使用で46年ですか、たっているということなんですけれども、ほかの学校とか大丈夫なのかどうかということと、あともう一つ、工事費499万4,000円ということで、これの金額の見積りがどちらでなされたのかということをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず南中学校以外の学校の消火配管の状況はという御質問でございしますが、現在のところ、南中学校以外の消火配管に係る漏水の様子は見られていない状況でございします。

また、見積りのほうですが、こちらは学校経営グループ担当職員が設計をさせていただいております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 布設して46年経過されているということなんですけど、結局、私はこれ、長寿命化の改良工事がやっと始まって、一つ一ついつているんですけども、南中はまだまだ先ということですので、先にやるのは、それは理解するんですけども、管につきましてはどのような管で布設されていたのか。それから、この布設に関して、やはり寿命とか考えて、今、水道でも、皆さんの御家庭のところに来ている水道でも布設替えをされているわけなので、そういうことにつきましてはどのような考えで来ていたのかということについてもお聞きしたいですし、それから、令和2年度、3年度に応急処置をされたということなんですけれども、なぜそのときに全面的に替えることをされなかったのかな、どういう判断でここまで来たのかなということについてもお聞きしたいと思います。

それから、これ、漏水しているということは、多分水道メーターがずっと回ってしまっているのではないかなと思いますので、幾ら分ぐらい水道の漏水があったのかについてもお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず、どのような管が布設されていたかということでございますが、こちらは体育館の前に地中埋設管という形で配管をさせていただいておりました。

それから、布設の考え方でございますが、先ほど議員御指摘いただきましたとおり、長寿命化

改良工事に併せて配管のほうも全面的に改修する考えであります。

それから、R2年度、R3年度の漏水のときに全面改修を考えなかったのかということでございますが、ただいまの答弁にも重なりますが、長寿命化改良工事に併せて配管のほうを替える考えでありましたので、特にこの時点で全面的に替えるという考えには至りませんでした。

それから、漏水の金額は幾らかという御質問でございますが、漏水による正確な増加分というのははっきりと分かりませんが、昨年度の9月、10月分の水道使用料と比較いたしますと、今年度の9月、10月の2か月の使用分は約44万円ほど増えている状況でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 44万円って今聞いてちょっとびっくりしてしちゃったんですけども、やはり今の公共施設の総合計画、管理計画をつくるに当たりまして、やはり壊れてしまう前に、今、リーダーもおっしゃったように、人命や、それから財産に大きく関わることなので、やはりそれは計画的に直していきましようというところなんですけれども、今のお話を聞いていると、長寿命化改良工事のときにやる予定でしたよということだったんですけども、やはりそこまでもたないものというのが今、現実、出てきているということですよ。

特に吉浜小学校の南校舎の外壁も、結局長寿命化改良工事とは別にやっているとか、そういうことになる、結局国や県からの補助金対象にならないものですから、それに、ならないということと、もう一点が今言ったように、やはり人命や財産に関わるということなので、やはりこうしたことに対しては、長寿命化改良工事を待つより前に、やはり点検をして、こういうことがないようにすべきかと思うんですけども、そのあたりのお考えと、あと、今、地中埋設物ということをおっしゃったんですけども、管の種類、鉄管なのか塩ビ管なのか、どういう管なのか、そちらの種類をお伺いしております。その寿命についてもどのようにお考えになっているのかについても併せてお答えください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず壊れてしまう前に直すべきではないかという御指摘いただきましたが、そういった、議員おっしゃられたような考えも踏まえまして、高浜小学校のほうから予防保全という考え方に基きまして、学校の維持修繕を実施しているところでございます。

これまで学校施設につきましては事後保全という考え方で進めてきて、いろいろと不具合がこの頃生じてきております。そういった考えを一新するために長寿命化改良計画を踏まえまして、早急に全小・中学校を対象に維持修繕の進展を図っているところでございます。

それから、吉浜小学校の南校舎の南面の壁面が補助金の対象にならないとおっしゃられたんですが、こちらは国の補助金の対象となっております。

それから管ですが、すみません。詳しく材質までは今、把握しておりません。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今の状態、今までの経過を踏まえた御質問をいただいて、その中で担当のリーダーが答えておるんですけども、施設、それから設備にいたしましても、法的な耐用年数というのは一般的な経過に踏まえて定められてはおります。しかしながら、法的な耐用年数だからということで全てを交換するというふうな、そういう、各自治体そういった状況ではないというふうに考えております。

先ほど申しましたように状況を見ながら、それぞれ我々は、過去にも申ししておりますが、状態を監視をして、その適切な時期に交換、保全をする、修繕をするという考え方でやっておりますので、確かにその地中に埋設がしてある、過去に2回修理をした。その段階でどう判断したかというふうなことはございますが、やはり当然ながら今回のように大がかりに全部を、管路を更新するということならそれなりの費用がかかるわけですので、その状況を踏まえた修繕をしていく。今後もそういう考え方でやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第74号につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第74号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第12回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第74号は原案を可決することに決定い

たしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第5 議案第68号から議案第73号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書のほか、議案参考資料3ページ及び4ページの概要資料を御覧ください。

本案は、平成29年の地方自治法の改正により新設された、現在の同法第243条の2の7第1項の規定に基づき制定するものでございます。

本案の概要でございますが、職員等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合について、職員等が損害賠償責任を負う額について、基準給与年額に第2条第2項に定める数を乗じた額とし、当該額を超える部分について免責することを定めるものでございます。

なお、第2条第2項に定める乗数については、地方自治法第243条の2の7第1項により、地方自治法施行令第173条の4に基準が定められております。

基準として施行令では2種類があり、必ず適合しなければならない基準である従うべき基準と、十分参酌することが必要な参酌基準が定められております。その基準のうち従うべき基準、すなわち適合しなければならない基準としては、施行令第173条の4第2項第1号の定めによれば、市長も含めた全ての職員や委員について、基準給与年額に1を乗じた額以上の額とする必要がございます。

また、十分参酌すべきとされる基準である参酌基準としては、地方自治法施行令第173条の4第1項に定められております。それによれば職により乗数が異なっており、市長の損害賠償責任については、基準給与年額に6を乗じた額、副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、または監査委員は4を乗じた額、公平委員会委員、農業委員会委員、または固定資産評価審査委員会委員については2を乗じた額、それ以外の一般職員については1を乗じた額とされております。

高浜市においては、市長は基準給与年額に2を乗じた額、その他の職員や委員については、基準給与年額に1を乗じた額までを損害賠償責任を負う限度として定めたものでございます。

なお、附則第1項において、この条例は、公布の日から施行することとし、第2項において、この条例の規定は、この条例の施行の日以後の職員等の行為に基づく損害賠償について適用するものとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第69号 高浜市子ども医療費支給条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

別添の参考資料5ページから8ページの新旧対照表及び9ページの概要資料も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、子育て支援策の一環として、入院医療費無料化の対象年齢を18歳年度末まで拡大するものでございます。

改正内容を申し上げます。

第2条では、子どもの年齢を拡大し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としております。また、高校生等の定義を新たに設け、子どものうち15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者としております。

第3条第1項では、受給資格者にただし書を追加し、高校生等が国民健康保険法又は社会保険各法による世帯主、被保険者又は組合員である場合にあっては、当該高校生等を受給資格者とすることとしております。

第2項では、福祉医療費支給事務におきましては、公費負担医療費助成制度を優先適用しますので、子ども医療費の受給に優先する者を定めております。

第2号では、6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者であって、高浜市障害者医療費支給条例又は高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例により医療費の助成を受けることができる者又はその保護者。第3号では、高浜市精神障害者医療費支給条例第6条第1項又は第3項に規定する医療費の支給を受けることができる高校生等又はその保護者としております。

第4条第2項では、高校生等への支給は保険適用の入院に係る医療費の自己負担分の全額とすることと、第6条第3項では当該医療費を受給資格者に支払うこと、現金給付によることを定め、第7条では、支給申請は規則で定めるところによることとしております。

なお、附則第1項におきまして、この条例の施行は、令和7年4月1日からとし、第2項では、改正後の本条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例によることとしております。

また、第3項では、本条例改正により未就学児という定義が削除されますので、本条例の未就学児の定義を引用している高浜市障害者医療費支給条例及び高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例中の「未就学児」を「子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） それでは、議案第70号及び議案第71号の2議案について御説明申し上げ

げます。

初めに、議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について御説明申し上げます。

参考資料の10ページからの新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、刑法等の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

改正の内容でございますが、第1条の高浜市職員の給与に関する条例の一部改正では、第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第2条の高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正では、第6条第1号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第3条の高浜市表彰条例の一部改正では、第11条第1項第1号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第4条の高浜市消防団条例の一部改正では、第5条第1号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第5条の高浜市個人情報保護法施行条例の一部改正では、附則第3条第6項及び第7項中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

附則におきまして、施行期日を令和7年6月1日からといたしております。

条例附則第2条の罰則の適用等に関する経過措置では、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例といたしております。

また、2項では、廃止前の条例が定める罰則の経過規定により、刑法等の一部改正の施行後の行為についても、懲役又は禁錮に処せられる場合について、懲役又は禁錮は拘禁刑とするといった経過措置を設けております。

条例附則第3条の人の資格に関する経過措置では、この条例の施行後において拘禁刑に処せられた者だけではなく、懲役又は禁錮に処せられた者も資格制限の対象とする経過措置を設けております。

条例附則第4条の起訴をされた者に関する経過措置では、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすとしております。

続きまして、議案第71号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料の14ページからの新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、条例第2条第2号から第4号において、法律により引用する条項を法律の一部改正により、それぞれ改めるものであります。

なお、附則におきまして、施行期日を情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 議案第72号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

参考資料の15ページも併せて御覧いただきたいと存じます。

本案は、高齢者の健康増進を目的とした交流の場である介護予防拠点施設の一つ、宅老所「じい&ばあ」を廃止するものであります。宅老所「じい&ばあ」の活動につきましては、長年空き店舗をお借りし活用してまいりましたが、施設の老朽化に伴い、その活動場所を宅老所「いっぷく」へ移すものであります。

なお、現在、毎週日曜日、水曜日及び土曜日に「じい&ばあ」を御利用されてみえる高齢者の皆さんにつきましては、そのまま毎週同じ曜日に「いっぷく」を御利用いただきます。

最後に、附則におきまして、この条例の施行を令和7年4月1日からといたしております。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 教育長。

○教育長（岡本竜生） 議案第73号 工事請負契約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

別添の参考資料16ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、吉浜小学校長寿命化改良工事において、国内における資材及び労務単価等の変動が生じ、高浜市工事請負契約約款で規定する変動前残工事額と変動後残工事額との差額が、変動前残工事額の1.5%を超えるため、1.5%を超える部分についての工事請負金額3,190万円を増額し、変更後の吉浜小学校長寿命化改良工事に係る契約金額を15億8,840万円とする工事請負契約の変更をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） なお、議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてに関しては、地方自治法第243条の2の7第2項の規定により、議会はあらかじめ監査委員の意見を聴くことになっております。つきましては、11月27日付で回答のあった意

見をタブレットに配付しておりますので、御報告いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第6 議案第75号から議案第79号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第75号 令和6年度一般会計補正予算（第13回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

第13回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億7,444万2,000円を追加し、補正後の予算総額を194億8,289万3,000円といたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は心身障害児福祉施設みどり学園指定管理料について、職員配置計画に基づく人員確保のめどが立ったため、限度額を増額いたすものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

地方債補正として、最上段のふれあいプラザ改修事業、上から6段目のたかはまこども園駐車場整備事業及び下から5段目の公園整備事業は、起債における充当率の変更に伴い限度額を増額いたすものでございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金のうち社会福祉費負担金は、障害福祉サービス等給付費などの増加に伴い増額いたすもので、児童福祉費負担金は人事院勧告の影響による公定価格の上昇に伴い増額いたすもので、生活保護費負担金は医療扶助費の増加に伴い増額いたすものでございます。

14款2項2目民生費国庫補助金のうち社会福祉費補助金は、移動支援サービス費などの増加に伴い増額いたすもので、児童福祉費補助金は保育所等における性被害防止対策のための備品購入費等に対する補助金を計上いたすものでございます。

15款1項1目民生費県負担金の社会福祉費負担金は、障害福祉サービス等給付費などの増加に伴い増額いたすもので、児童福祉費負担金は人事院勧告の影響による公定価格の上昇に伴い増額いたすものでございます。

15款2項2目民生費県補助金のうち社会福祉費補助金の障害者医療費補助金は、審査支払手数料の増加に伴い増額いたすもので、地域生活支援事業費等補助金は、移動支援サービス費などの増加に伴い増額いたすもので、精神障害者医療費補助金は精神障害者医療扶助費などの増加に伴い増額いたすものでございます。

児童福祉費補助金の母子家庭等医療費補助金及び子ども医療費補助金は、母子家庭等医療扶助費、子ども医療扶助費などの増加に伴い増額いたすもので、産休等代替職員設置費補助金は、民間保育所の産休代替職員の任用費に対する補助金を計上いたすものでございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

愛知県保育環境改善等事業費補助金は、民間保育所に対する保育環境改善のための補助金を計上するもので、愛知県保育対策総合支援事業費補助金は、保育支援者を配置し、保育士の負担軽減を図るための補助金を計上いたすものでございます。

17款1項2目民生費寄附金及び5目教育費寄附金は、明治安田生命保険相互会社様から御寄附いただいたものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすもので、公共施設等整備基金繰入金は、起債充当率の変更に伴い減額いたすものでございます。

20款4項2目雑入は、事業所からの自主返納に伴い計上いたすもので、3目過年度収入は令和5年度実績の再確定に伴い計上いたすものでございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項11目財産管理費の1庁舎管理事業は、市役所本庁舎地下駐車場内に設置している消火設備の修繕料を計上いたすもので、3財産管理事業は年度内における不動産鑑定見込み件数の増加に伴い増額いたすものであります。

14目電算管理費は、カラー印刷をはじめ印刷枚数の増加が見込まれるため増額いたすものであります。

15目行政情報化費は、本年10月からの郵便料金改定などに伴い増額いたすもので、20目諸費は、過年度の精算に伴う返還金を計上いたすものでございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の3戸籍住民基本台帳事務事業は、法務省の通達に基づき文字管理ソフトに係るシステム修正費を計上いたすものであります。

52ページ、53ページをお願いいたします。

3款1項2目地域福祉推進費は、福祉総合システム改修費の契約額確定に伴い減額いたすものであります。

3目障害者在宅・施設介護費の1障害者自立支援給付事業のうち消耗品費は、報酬改定に伴い受給者証等を再発行するための費用を増額いたすもので、障害介護給付費等支払手数料及び54ページ、55ページをお願いいたしまして、障害福祉サービス等給付費は利用者の増加等に伴い増額いたすもので、補装具費は車椅子等の補装具申請者の増加に伴い増額いたすものでございます。

2地域生活支援事業は利用者の増加に伴い、移動支援サービス費及び日中一時支援サービス費

を増額いたすものであります。

3 障害者自立支援審査会事業のうち、自立支援医師意見書作成料及び自立支援医師意見書作成料支払事務手数料は、障害支援区分認定を行う対象者の増加に伴い増額いたすもので、Web会議用システムライセンス使用料は、障害者自立支援審査会をリモート開催するためのライセンス費用を計上いたすものであります。

5 目高齢者在宅・施設介護費は、人件費等の高騰に伴う配食サービスに係る費用を増額いたすものであります。

7 目介護保険推進費は、住宅改修申請件数の増加に伴い給付金を増額いたすものであります。

10 目障害者医療費から13 目高齢者医療費までは、支給件数の増加等に伴い、それぞれの扶助費等を増額いたすものであります。

56 ページ、57 ページをお願いいたします。

15 目国民健康保険事業費及び16 目介護保険事業費は、人事交流等による人件費の増減などに伴い繰出金を増減いたすものであります。

58 ページ、59 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 2 目保育サービス費の 3 保育園管理運営事業及び 4 小規模保育事業のうち、消耗品費は明治安田生命保険相互会社様からの御寄附により保育用品を購入するものであります。

3 保育園管理運営事業のうち修繕料は、吉浜北部保育園の砂場などを修繕するもので、民間保育所運営委託料、施設型給付費並びに 4 小規模保育事業及び 5 家庭的保育推進事業のうち、地域型保育給付費は人事院勧告の影響による公定価格の上昇に伴い増額いたすものであります。

3 保育園管理運営事業のうち庁用器具費は、公立保育園における性被害防止対策のためのついでを購入するもので、民間保育所産休・病休代替職員設置費補助金は、民間保育所において産休・病休代替職員を配置するための補助金を計上いたすものであります。

3 保育園管理運営事業、4 小規模保育事業及び 5 家庭的保育推進事業のうち、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金は、民間保育所等において性被害防止対策を実施するために必要な費用に対する補助金を交付するものであります。

3 保育園管理運営事業のうち、保育体制強化事業費補助金は、保育士の負担軽減を図るための保育支援者の配置に対する補助金を交付するもので、保育園環境改善等事業費補助金は、ひかりこども園に対し、保育環境を改善するための補助金を交付するもので、民間保育所等運営費補助金還付金は、前年度実績により生じた返還金を計上いたすものであります。

60 ページ、61 ページをお願いします。

3 目家庭支援費の 9 児童センター事業のうち、消耗品費は明治安田生命保険相互会社様からの御寄附により保育用品を購入するものであります。

10 放課後児童健全育成事業の児童クラブ業務委託料は、高取北児童クラブの引っ越し費用を計

上いたすものであります。

15子育て・家庭支援ネットワーク事業のいちごプラザ運営委託料は、最低賃金の上昇に伴い増額いたすものであります。

3款3項2目生活援助費は、対象世帯の医療費の増加に伴い増額いたすものであります。

62ページ、63ページをお願いします。

4款1項5目上水道費は、人事交流等に伴う人件費の増額に伴い繰出金を増額いたすものであります。

64ページ、65ページをお願いします。

7款1項2目商工業振興費は、融資の借換えによる申請件数の増加に伴い増額いたすものであります。

66ページ、67ページをお願いいたします。

8款5項3目下水道費は、人事交流等に伴う人件費の減額に伴い繰出金を減額いたすものであります。

68ページ、69ページをお願いします。

8款8項2目交通安全啓発費は、現場対応の増加に伴い燃料費を増額いたすものであります。

9款1項1目消防費の5広域消防事業は、人事院勧告による給与改定に伴い分担金を増額いたすものであります。

70ページ、71ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費の1小学校維持管理事業のうち、消耗品費は来年度の吉浜小学校のクラス増に伴い、机やいすの購入費用を計上いたすもので、校内廃棄物処理委託料は、長寿命化改良工事等の実施に伴い不用備品等を廃棄するもので、庁用器具費は来年度の高浜小学校及び吉浜小学校のクラス増に伴い、電子黒板、児童用ロッカーなどの購入費用を計上いたすものであります。

2小学校給食運営事業は、来年度の吉浜小学校のクラス増に伴い必要な食器等を購入するものであります。

2目教育振興費は、教師用教科書指導書を購入するための費用を計上いたすものであります。

10款3項1目学校管理費の2中学校維持管理事業のうち、校内廃棄物処理委託料は不用備品等を廃棄するための費用を計上いたすもので、庁用器具費は企業版ふるさと応援寄附金を活用してAEDを購入するための費用を計上いたすものであります。

2目教育振興費は、教師用教科書指導書を購入するための費用を計上いたすものであります。

10款4項1目幼児教育費の3幼稚園維持管理事業のうち、消耗品費は明治安田生命保険相互会社様からの御寄附により保育用品を購入するもので、幼稚園給食費負担金は、副食費免除対象者の増加に伴い増額いたすものであります。

12款公債費は、市債の利率見直しに伴い元金及び利子を増減いたすものであります。

そのほか、全体を通じまして、電気及びガス料金の高騰により光熱水費を増額いたすほか、人事交流等に伴い人件費を増減いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第76号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の19ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ401万8,000円を減額し、補正後の予算総額を37億6,372万1,000円といたすものであります。

歳入について申し上げます。

92ページ、93ページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金は、人事交流に伴う職員給与費等繰入金を減額いたすものでございます。

4款2項1目支払準備基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整であります。

歳出について申し上げます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流に伴い減額いたすものであります。

7款1項2目償還金は、令和5年度の実績額確定による特別調整交付金の還付金であります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第77号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の25ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ1,091万5,000円を追加し、補正後の予算総額を31億3,015万6,000円とするとともに、介護サービス事業勘定で歳入歳出それぞれ183万8,000円を追加し、補正後の予算総額を6,734万9,000円といたすものであります。

次に、補正予算説明書の108ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金、3款2項国庫補助金、4款1項支払基金交付金、5款1項1目介護給付費負担金、110ページをお願いいたしまして、5款3項県補助金及び7款1項1目一般会計繰入金は、いずれも歳出の介護予防生活支援サービス事業費等の実績見込みによる増額が主なものであります。

112ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、職員の人事交流等により増額いたすものであります。

2款1項介護サービス等諸費、2款2項介護予防サービス等諸費、114ページをお願いいたしまして、3款1項保健福祉事業費及び4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、それぞれ実績見込みに伴い増額いたすものであります。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、今回の増額補正に伴い基金積立金を減額いたすものであります。

126ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、人事交流等に伴い職員給与費等繰入金を増額いたすものであります。

128ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費は、職員の人事交流等により増額をいたすものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第78号及び議案第79号について御説明申し上げます。

初めに、議案第78号 令和6年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

水道事業会計補正予算書（第1回）の5ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

収入では、第1款水道事業収益、第2項営業外収益について、人事交流により予定額を24万円増額し、6,960万3,000円とし、支出では第1款水道事業費用、第1項営業費用について、人事交流により予定額を472万2,000円増額し、8億5,853万4,000円とするものでございます。

第3条は資本的支出の予定額について補正をするものでございます。

支出の第1款基本的支出、第1項建設改良費では水道施設近代化事業の工事請負費について、予定額を4,940万円増額し、5億3,260万2,000円とするものでございます。

なお、当初予算書第4条本文括弧書きの資本的収入額が資本的支出に対し不足する金額についても、それぞれ改めさせていただくものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めております職員給与費を472万2,000円増額し、6,745万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第79号 令和6年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

下水道事業会計補正予算書（第1回）の5ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

収入では、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益について、人事交流により予定額を9万6,000円減額し6億9,560万6,000円とし、支出では、第1款下水道事業費用、第1項営業費用について、人事交流により予定額を1,030万9,000円減額し、9億3,642万6,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

収入では、第1款資本的収入、第3項他会計補助金について、人事交流により予定額を4万4,000円増額し35万6,000円とし、支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費について、人事交流に伴う人件費及び物件移転補償費によるもので、予定額を7,881万9,000円増額し、17億8,116万4,000円とするものでございます。

なお、当初予算書第4条本文括弧書きの資本的収入額が資本的支出に対し不足する金額についても、それぞれ改めさせていただくものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めております職員給与費を849万円減額し、5,969万3,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は12月3日午前10時であります。

本日はこれをもって散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時12分散会
